

鳥取県告示第 1075 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 12 月 25 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町奥野字屋敷75、88、字甲ノ谷78の1、79の2、84の2、妻鹿野字阪根1483、1484、1487、1488の1、1488の2、1488の4から1488の7まで、1495、1496の1から1496の3まで、1497の1から1497の4まで、1498の1、1498の3、1499、1500、1501の1、1502、1503の1から1503の3まで、1508の1から1508の3まで、1509の1、1509の3、1511の1、1514、1515、1516の1から1516の3まで、1517、1518、1519の1、1520、1521の1、1522、1523、1524の1、字唐戸1530、1531、1537（次の図に示す部分に限る。）、1543の1、1543の3、1544、1545の1、1545の2、1545の4から1545の8まで、1556、1557の1、1557の2、1564、1565の2、字方祖原1573の2から1573の4まで、1617から1620まで、1621の1から1621の4まで、1622、1623の1、1624の1、1625、1626の1から1626の3まで、1627の1、1627の2、1628、1631の1から1631の4まで、1632の1、1633の1、1633の2、1634、1635、1637の1、1638の1から1638の3まで、1639の1、1639の3、1639の4、1640、1641の1から1641の5まで、字都倉1656から1710まで、字瀧谷1747から1780まで、1783から1786まで、字階子谷1948から1951まで、1960、1962から1984まで、字西谷通1985から2003まで

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町奥野字井ノ口5、5の1、6、清徳字水出口38の2、字上河原39の2、字水出234から237まで、妻鹿野字西池野115、字東池野215、字中野2067、2068、字財尾山2080、2081、2084、2086、2102、2103、鍛冶屋字屋敷130、130の2、131、字中ノ谷335から337まで、字屋敷ノ上エ338から340まで、横田字西谷243の1、244、246の2、247、字丸尾256の1、字引尾258、新興寺字隠谷685の1、685の2、徳丸字寺谷1091、字極楽尾下平1742、安井宿字白石谷1261

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 次の森林については、主伐は、択伐による。

横田字西谷243の1、244、246の2、247、字丸尾256の1、字引尾258、新興寺字隠谷685の1、685の2

（イ） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（ウ） 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町横地字横地土居13の1、13の2、字抜戸725、726、字通谷741、744、佐崎字椎ノ木鼻平460、才代字割谷504の2、奥野字清水191、191の1、191の2、196の1、清徳字上河原平243の2、中字家ノ上792の3、792の7、妻鹿野字迎平1403の1、宇都倉1737、徳丸字堂ノ谷1711の2、宇宮山1777の2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)